

10月から

# 幼児教育・保育の無償化 が始まります

幼児期の教育や保育は、子どもたちの性格や考え方の基礎が培われるとても大切なものです。幼児教育・保育の無償化は、その大事な時期にある子どもがいる子育て世帯を応援し、負担を軽減するために実施します。

無償化の対象範囲や金額は、年齢、利用する教育・保育施設などの種類、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



幼稚園	・満3歳児 <sup>※1</sup> ～5歳児	<b>利用料無償</b> 子ども・子育て支援新制度に移行していない園は月額25,700円まで
幼稚園の預かり保育	・お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある ・満3歳児 <sup>※1</sup> は住民税非課税世帯	<b>利用料無償</b> 月額11,300円(1日450円)まで (満3歳児は月額16,300円まで)
認可保育所	・3歳児～5歳児 ・0歳児～2歳児は住民税非課税世帯	<b>利用料無償</b>
認可外保育所	・3歳児～5歳児 ・お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある ・0歳児～2歳児は住民税非課税世帯	<b>利用料無償</b> 月額37,000円まで (0歳児～2歳児は月額42,000円まで)
一時預かり事業 病児保育事業等	・お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある ・認可保育所等を利用していない ・0歳児～2歳児は住民税非課税世帯	<b>利用料無償</b> 月額37,000円まで (0歳児～2歳児は月額42,000円まで)
児童発達支援施設	・3歳児～5歳児 ・保育所等との併行通園の場合も対象	<b>利用料無償</b>

※年齢は、2019年4月1日現在です。ただし、(※1)満3歳児は、3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもです。

※認定こども園、地域型保育、事業企業主導型保育事業(標準的な利用料)も無償化の対象となります。